

「(仮称) 太白CC太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ブルーキャピタルマネジメントが、宮城県仙台市太白区において、最大で出力48,000kWの太陽電池発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととしている。太陽電池発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

本事業は、運営を終了したゴルフ場跡地を利用することで樹木の伐採及び造成面積を抑制するとともに、対象事業実施区域の周囲に残置森林を設置することで、周辺住居等への反射光の影響についての一定の配慮も認められる。

一方で、対象事業実施区域内のため池において、「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月環境省)に基づく絶滅危惧IB類に分類されているホトケドジョウ、ヒメヒラマキミズマイマイ等の重要な水生生物の生息が複数確認されている。

また、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されていることから、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限りリサイクルするなど適正な処理を行うことが必要である。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 水生生物に対する影響について

対象事業実施区域内のため池において、「環境省レッドリスト2020」に基づく絶滅危惧IB類に分類されているホトケドジョウ、ヒメヒラマキミズマイマイ等の重要な水生生物の生息が複数確認されている。

このため、水生生物を専門とする有識者等への意見聴取や、必要に応じた事業計画の見直しを実施し、水生生物の生息環境を確保する等、適切な環境保全措置を講じることで水生生物に対する影響を回避又は低減すること。また、工事中及び供用後において、トウホクサンショウウオに加え、ヒメヒラマキミズマイマイの生息状況等についても事後調査を適切に実施し、重大な影響が確認された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。加えて、ホトケドジョウ等のその他重要な水生生物に対する影響について、目視確認等による環境監視を実施すること。

(2) 廃棄物等について

本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月環境省）等を確認し、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。また、止むを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。